

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	豊中市立地域共生センターの使用承認の変更・取消	
根拠法令及び条項	豊中市立地域共生センター条例第5条第1項	
所管部課（室）係名	福祉部地域共生課	
処分 基準	関係条項	
	基準	<p>次の各号のいずれかに該当するとき、使用の承認を変更し、または承認を取り消します。（同条例第5条第1項）</p> <p>(1) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。</p> <p>(5) 使用を承認した施設を市長において緊急に使用する事由が生じたとき。</p> <p>(6) 管理上支障があるとき。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	豊中市立火葬場の使用承認の変更・取消	
根拠法令及び条項	豊中市立火葬場条例第 5 条第 1 項	
所管部課（室）係名	福祉部地域共生課	
処分基準	関係条項	
	基準	<p>次の各号のいずれかに該当するとき、火葬場の使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができます。（同条例第 5 条第 1 項）</p> <p>(1) 火葬場の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p>
	参考事項	
備考		